

第3号様式（第5条第4項）

合 意 書

千葉県河川海岸アダプトプログラム参加団体（者）_____（以下「参加団体等」という。）、及び千葉県
〔 土木事務所長
ダム管理事務所長 〕（以下「所長」という。）は、千葉県河川海岸アダプトプログラムについて下記のとおり合意します。

記

1 活動の場所（別紙図面のとおり）

2 活動の期間（最長3年まで）

年 月 日から 年 月 日まで

3 参加団体等の活動

- 〔 ①清掃作業
②除草作業
③河川及び海岸の環境美化のための草花の植栽及び管理に係る作業
④水辺における環境の保全に関する活動（
⑤河川及び海岸の施設の状況の巡視
⑥その他美化に関する活動（
注 予定する活動を選択する。 〕

4 所長の役割

例（１）草刈機の貸し出し

（２）ボランティアに係る保険への加入

5 参加団体等は、合意した活動の実施に当たり、十分注意して作業を行います。

6 参加団体等は、所長が指定するボランティアの活動中の活動者の傷害・賠償責任等について補償する保険に加入し、当該団体又は参加者の責任において活動します。

7 参加団体等が、合意書に基づく活動により第三者に損害を及ぼした場合は、参加団体等がその損害を賠償します。

8 参加団体等は、未成年者を中心に千葉県河川海岸アダプトプログラムを実施する場合には、成人の保護者又は監督者が参加します。

9 参加団体等は、合意した活動の実施に当たり、交通の障害とならないよう十分注意するとともに、参加者の安全確保に努めます。

10 参加団体等は、初年度は合意書を取り交わした後速やかに、その後は年度毎の活動開始前までに年間活動計画書を所長に提出します。

11 参加団体等は、毎年3月末までに実施状況報告書を所長に提出します。

12 所長は、参加団体等が合意の解除を申し出た場合又は次に掲げる場合には、本書による合意を解除することができることとします。

(1) 参加団体等が河川等に関する法令に違反した場合

(2) 参加団体等が本書に記載した活動を行わなかった場合

(3) 参加団体等が(1)、(2)のほか千葉県が管理する河川等の管理に支障がある活動その他の千葉県河川海岸アダプトプログラムの趣旨に反する行為を所長の要請に反して中止しない場合

13 千葉県河川海岸アダプトプログラムの実施に当たり、本書に定めのない事項については、参加団体(者)及び所長が協議のうえ決定します。

上記の合意を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印し、各自その1通を保存します。

年 月 日

参加団体(者) 住所
名称
代表者

印

千葉県 所在地

土木事務所
ダム管理事務所

所長

印